

第1回 栄東地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)2月21日(火)16時～
場 所 栄新和町内会館2階大ホール

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 学校配置検討委員会について

- (1) 開催主旨の説明
- (2) 委員紹介
- (3) 代表委員の選出
- (4) 検討委員会の運営方法の決定
 - ア 検討委員会の公開・非公開
 - イ 検討委員会の開催結果の地域等への周知方法
 - ウ 地域等からの意見募集

4 協議事項：栄東地区における取組イメージの説明と意見交換

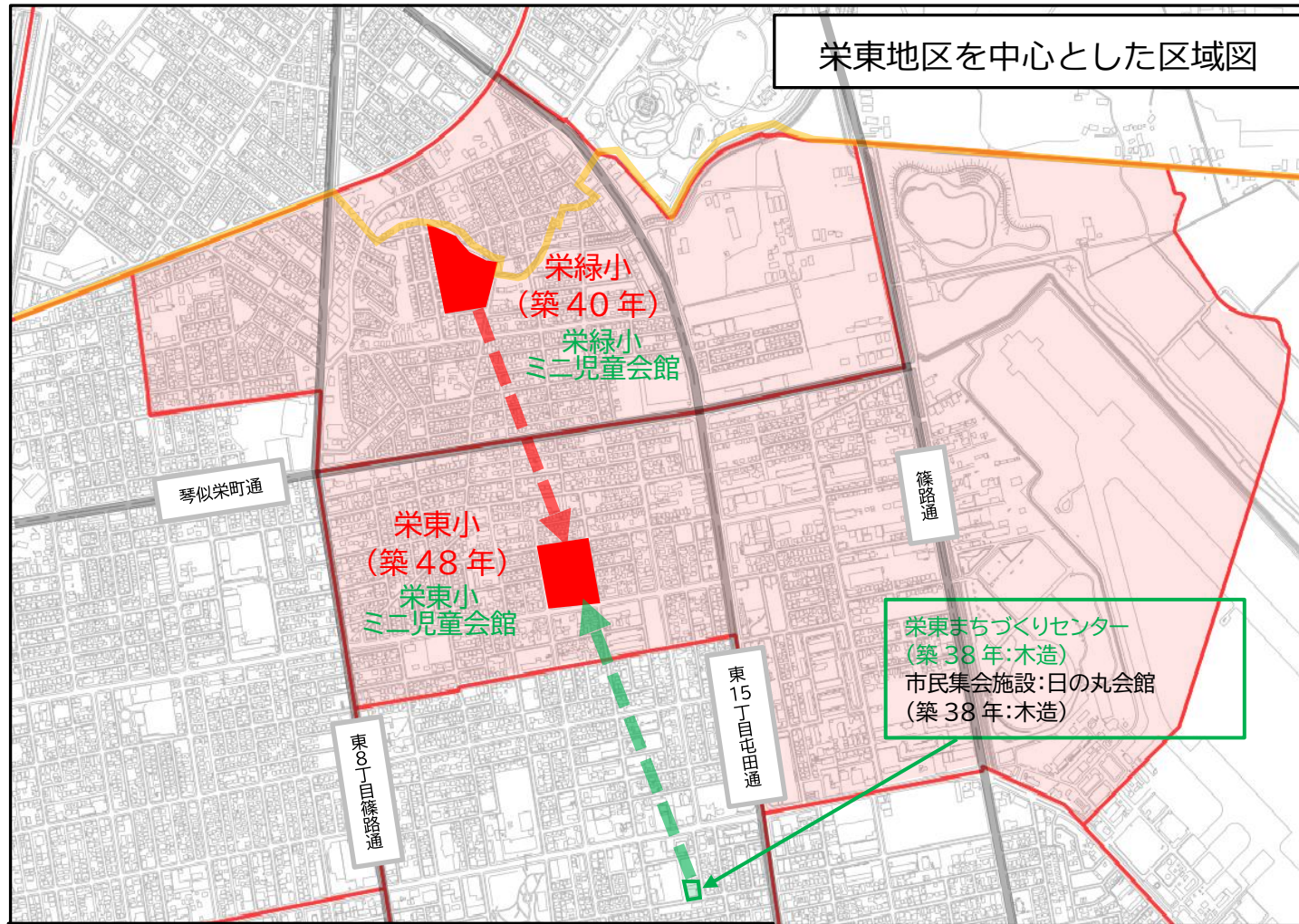
- 資 料 1：栄緑小学校・栄東小学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
資料1別紙：栄東小学校と周辺校の位置関係について
資 料 2：連合町内会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

6 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1：栄緑小学校・栄東小学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
- ▶資料1別紙：栄東小学校と周辺校の位置関係について
- ▶資料2：連合町内会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等
- ▶栄東地区学校配置検討委員会設置要綱



【凡例】
 赤色・・・小学校関係 / 緑色・・・公共施設関係
 橙線・・・行政区域 / 灰色・・・主要道路
 ※築年数は令和4年現在

1 取組イメージ

- ▶ **小学校の統合**
 - 小規模化による生じる課題を解消するため 栄緑小を栄東小に統合
- ▶ **学校施設の整備**
 - 統合に合わせて老朽化している 栄東小を改築
- ▶ **公共施設の複合化**
 - 栄東小の改築に合わせて 地区会館機能を含めた「栄東まちづくりセンター」を複合化
⇒まちづくりセンター + 地区会館機能 = 400㎡
 - 栄東小の改築に合わせて「ミニ児童会館」を「児童会館化」
⇒児童会館 300㎡ + 多目的ホール 150㎡ ※多目的ホールは一般利用可
※複合化に伴い栄緑小と栄東小のミニ児は閉館
- ▶ **栄緑小の跡活用**
 - 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
⇒公共利用が見込めない場合・・・地域ニーズを踏まえた条件付きで民間事業者売却
- ▶ **栄東まちづくりセンターの跡活用**
 - 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
⇒公共利用が見込めない場合・・・建物解体後に土地を売却
- ▶ **市民集会施設（日の丸会館）について**
 - 建物の解体費用は地域負担（市で建物解体に係る補助制度有り）
⇒建物解体後の土地は栄東まちづくりセンターの土地と併せて売却

2 取組経過

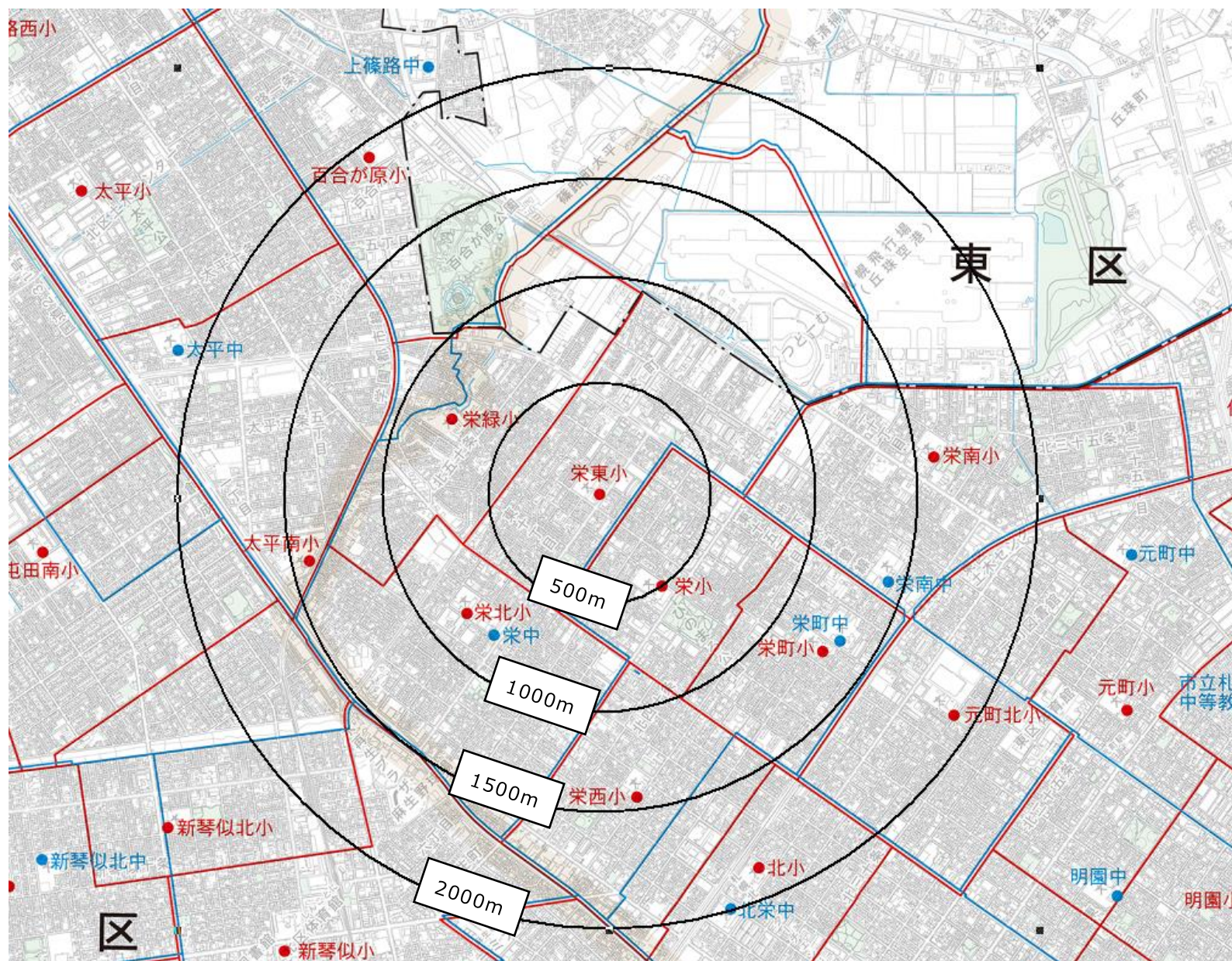
- ▶ 令和3年12月8日(水)：栄東連町・栄西連町・太平百合が原連町・関係町内会の各役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年6月8日(水)：栄緑小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年7月14日(木)：栄東小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年9月8日(木)：栄東連町・栄西連町・太平百合が原連町・関係町内会の各役員②
各小学校PTA役員の見解を紹介、再度の意見交換を実施
- ▶ 令和4年9月15日(水)：栄緑小PTA役員②
2回目の意見交換
- ▶ 令和4年9月22日(木)：栄緑小PTA役員③
3回目の意見交換
- ▶ 令和4年12月10日(土)、令和4年12月11日(日)：住民説明会(栄新和町内会館)
学校規模適正化の取組や、市・教育委員会の取組イメージを説明

参考 栄緑小学校と栄東小学校の児童数推計【令和4年度～令和10年度】

(単位・・・児童数：人 / 学級数：学級)

| | 2022(R4) | | 2023(R5) | | 2024(R6) | | 2025(R7) | | 2026(R8) | | 2027(R9) | | 2028(R10) | |
|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|-----|
| | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 栄緑小 | 253 | 10 | 248 | 10 | 253 | 11 | 261 | 12 | 262 | 12 | 245 | 11 | 225 | 10 |
| 栄東小 | 479 | 16 | 462 | 15 | 439 | 14 | 443 | 15 | 430 | 14 | 426 | 14 | 403 | 13 |

※令和4年5月1日時点の住基データ等に基づく推計値
 ※少人数学級拡大（R3は1・2年35人学級、R4から3年、R5から4年、R6から5年、R7以降全学年）
 ※通常学級のみ計上



1 連合町内会役員・関係町内会役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 栄緑小が閉校となるのは寂しい。小規模化により生じるデメリットとは、統合ではない別の方法でも解消できるのでは。
- 学校の適正配置や施設の改築は将来のまちづくりに関係することなので必要なこと。
- 栄緑小の保護者は、統合案に対しては様々な感情を持っていると思うので、出来る限り保護者からの要望に答えていくことが大切。
- 栄緑小の近くに住んでいるので、児童数が年々減少していることは実感しているが、統合する際は、保護者や学校とよく話し合い、良い方向に向かう事が出来るようにして欲しい。

▶ 通学区域に関するご意見等

- 栄緑小校区で栄北小に近い児童は、統合後、保護者の意向で栄北小も選べるようにすると良いと思う。

▶ 統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 栄緑小を栄東小へ統合するとなると、百合が原地区から通学する子どもは距離が遠くなることは大変。
- 太平地区寄りの児童は、統合後、栄東小に通学するのは大変そう。通学安全をしっかり確保することが必要。
- 統合の通学安全に関しては、保護者の不安と取り除くことが必要。通学安全については、保護者とともに地域で安全確保できるよう検討していきたい。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- まちセンや児童会館が複合化されることは、地域コミュニティの観点からとても素晴らしいこと。
- 栄東小に公共施設を複合化するのであれば、地域住民が利用しやすい施設にして欲しい。

▶ 避難所に関するご意見等

- 徒歩圏に避難所があると望ましい。新しく校舎を建てる際には、水害や停電などを考慮して、あらゆる災害に対応できる施設が良い。
- 栄緑小が統合となった場合の避難所について検討して欲しい。

2 P T A 役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 子ども達のことを考えると統合は必要なのかなとも思う。一方で、小規模校としてのメリットもある。
- 小規模校としてのメリットは大きい。教員や他学年の児童が低学年の児童の面倒をよく見てくれるところに良さを感じる。
- 児童数が多くなると、教員の負担が大きくなり児童に目が行き届かなくなるのでは。
- 栄緑小を残して欲しい気持ちはある。(複数意見)
- 周りの保護者には「早く統合して欲しい」と思っている保護者はいなかった。
- 小規模校で 6 年間同じ顔触れで過ごすことを考えると、クラス替えを経験して色々な人と交流していくことは大事かもしれない。
- ある程度の学校規模になると、遊具や運動器具が充実するのではないかな。
- 統合により学級数が増え、教員数も増えることは良い。
- 小規模校の良さはありつつも、学級内で問題が起きてクラス替えが難しいことや、一定の児童数の中で社会性を育むことの重要性を考えると、統合案があるのであれば、反対するのではなく、統合の取組を進めていく方向に考えていっても良いのかもしれない。
- 市、教育委員会の案を受け止めるのではなく、子ども、保護者学校のそれぞれが不安をなくしていけるように話し合うことも重要。
- 統合は、メリット・デメリットあるが、子どもたちをより多くの大人で見守ることができることは良いこと。
- 統合については、課題や不安が出てくると思うが、話し合いながら解決することで統合に対して前向きになれると思う。

▶ 通学区域に関するご意見等

- 統合により通学区域が広がる事は気になる。
- 統合することで校区が広くなり、子供達が放課後に遊ぶ範囲が広がるので保護者としては不安なところ。

▶ 統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 百合が原地区に住んでいる児童が栄東小まで通学するのは大変では。
- 通学距離が長くなることは心配。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 改築工事中の校舎の中で過ごす児童の負担について不安がある。
- 改築により、より良い校舎になると思うので、前向きに考えていきたい。
- 児童数が増えた時に、教室が狭くならないようにして欲しい。
- まちづくりセンターや児童会館の複合化により、学校の出入口が増える事が防犯上気になる。

3 住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 学校は地域にとってやはり中心となる存在。地域やPTAそして子ども達の意見もよく聞いて「統合ありき」としては進めず、色々な意見を聞き、じっくりと取り組んで行ってほしい。
- 子ども達や地域の未来について検討をする大切な機会だと思う。メリット・デメリットはそれぞれあるが、子どもが安全に楽しく学び、生活できる環境づくりを考えたい。栄緑小の環境は悪くないと思うので、とても悩むが、良い未来を考えていきたい。
- 子ども達の人数が減るから統合するのではなく、小規模ながらの特性を活かせる学校づくりを考えることが、地域と子どもたちにとって、得るものが大きいのではないか。

▶ 通学区域に関するご意見等

- 栄緑小の区域の中でも、栄北小近くに住んでいる人や百合が原地区については、栄東小ではなく、近い小学校に通えるよう区画整備してもらえると良いと感じた。

▶ 統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 統合案が一番良いと思うが、問題は通学距離が長くなること。特に北海道の冬場、いくら市街地といえども危険性が高いように思えるし、変質者も多い。集団登校にしても交通事故のリスクは大きいのではないか。
- 学校までの距離の遠さが不安要素だと思う。栄緑小の学区内から栄東小まで、低学年だと30分くらいかかるのではないか。
- 通学時に大きな通りを越える必要が出てくる児童のために、押しボタン式の横断歩道の増設も検討して欲しい（琴似栄町通、北光線など）。児童会館とも連携した整備も重視してほしい。車で送迎する家族も増えてくると思うので、それに向けた整備、対策も必要と感じる。
- 統合するのは少子化の流れから仕方ない。ただ、統合するなら、冬場の通学路の安全対策を徹底して欲しい。ここ数年、大雪により、立ち往生で動けない車を何台も見かけた。その近くを朝、子どもが往来すると思うと恐ろしい。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 長年地域で学童保育をしている。小規模校では、先生方と子どもの関係が密でとても良いと感じている。ミニ児童会館を児童会館化し規模を大きくすることは、子どもたちにとっては良くないと感じる。

▶ 避難所に関するご意見等

- 自然災害が多くなっている現在、公共施設である小学校は、非常時のよりどころでもあると思うので、避難所についても考えて欲しい。

栄東地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔令和4年10月25日〕
教育長 決 裁

（設置）

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、東区栄東地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、栄東地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項等）

第2条 委員会は、東区栄東地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関すること。
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

- 2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

（代表委員）

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

- 2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。